

まちづくり(詐欺などから身を守る)セミナーを開催しました!

携帯電話に登録している「防災ネットあんあん」に、今年に入ってから県警(各警察署)が認知した特殊詐欺などの事案が毎日のように着信するようになりました。自宅で過ごすことが多くなった今、誰もがこのような犯罪に巻き込まれる危険があります。

このようことから、開成まちづくり協議会 生活・環境部会では、7月29日(金)に「特殊詐欺から身を守り、加害者に対処する術を学びます。」をテーマに、佐賀市消費生活センター及び弁護士から、佐賀市内をはじめ県内で発生した悪質商法や特殊詐欺などの被害実例を聴き、対処法などを学ぶセミナーを開催しました。

それでは、セミナーで紹介された特殊詐欺などの生々しい被害の実例やその対処法を紹介します。長文になっていますが、財産を守る術として説明されたもので末尾まで読んでいただくと幸いです。

皆さん、電話やメール、SNSのやり取りの中でお金の話が出たら、それは詐欺です!

▼ 佐賀市消費生活センターからの説明 ▼



小路丸氏、小野原消費生活相談員から消費生活センターの役割や高齢者が狙われやすい悪質商法などについて、実例に基づき分かりやすく説明されました。

《ポイント》

- ① 令和3年度に当センターの相談件数で70歳代が最も多く、60歳以上で全体の49.1% (不明を除く)となっている。特に、コロナの感染防止もあって70歳以上の方は在宅の時間が長くなっており、悪質商法などの被害に遭いやすくなっている。
- ② 悪質業者は高齢者を狙っており、高齢になると「お金」「健康」「孤独」の三大不安要素を抱えると言われている。悪質業者はこれらの不安を言葉巧みにあおり、親切なふりをして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を奪い取ろうと狙っている。

【悪質業者のテクニック】

ア 冷静に判断できない状況をつくる。

- イ 不安や悩みなど、人の心の弱みに付け込む。
- ウ 有利なことだけを強調する。

③ 架空請求の葉書による「訴訟最終告知」が自宅にいきなり届いた。発信人は法務省管轄支局〇〇管理センターとなっていた。内容は、民事訴訟管理団体を名乗るところから「総合消費料金に関する訴訟最終告知」となっており、連絡をしないと給料や不動産等の差し押さえを行うと書いてあった。心当たりはなく、連絡した方がよいのだろうか？

⇒身に覚えのない請求は無視し、葉書は処分する。不安をあおり連絡させようとしているが、絶対に連絡しないこと。そもそも訴状は裁判所から発送されるし、必ず手渡しで届く。法務省管轄支局〇〇管理センターとあるが、存在しない架空団体。無視してよい。また、訴訟の取り下げ費用を請求される文面もあるが、無視すること。

④ 季節的な悪質商法があることに注意してほしい。お中元、お歳暮の時に葉書やショートメールが届き、「ご不在で荷物を持ち帰りました。下記まで連絡してください。」とあった。この場合、メールで返信した場合は相手の出方を見極めることが大切。どこの誰だかわからないときは、連絡しないこと。連絡すると電話番号など個人情報知られてしまい、何らかの悪質商法に利用されるかもしれないので注意すること。

⑤ コロナ禍に便乗して商品を買ってもらおうと、注文や契約をしていないのに一方的に商品が送り付けられた場合、①商品は直ちに処分できます、②お金を支払う義務はありません。仮にその商品を開封や処分してもお金を支払う必要はありません、③代金を請求され、支払義務があると誤解してお金を支払ってしまったとしても、返還請求することができます。

このような送り付け商法は、契約していないので無視すればよい。なお、口頭でも契約を交わしたことになるので、知らない業者から電話がかかってくるだけでも簡単に応じることはせず、一旦電話を切って家族に相談すること。

⑥ いきなり業者が自宅を訪問し、「工事をしないと危険」「このままだと家が壊れる」などと不安をあおり、高額な工事やリフォームの契約を勧めることがあります。決してその場で契約せず、必ず家族や知人に相談すること。また、高額な契約は複数の業者から見積もりを取って検討すること。「補助金」や「保険金」が使えると言われたら、契約前に自治体や保険会社に確認することが大切です。

訪問販売で外壁塗装や外壁工事などを契約した場合、工事が始まった場合でも契約日から起算して8日間以内ならクーリングオフができます。クーリングオフを行ったときは、工事費の返還請求や原状復帰を業者に請求することができます。また、8日間を過ぎていても契約解除できる場合もあります。できるだけ早く消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルで、対応に困ったら、佐賀市消費生活センター(0952-40-7078)、あるいは消費者ホットライン(局番なし 188)へ相談してください。

▼ 福岡リーガルクリニック法律事務所の西弁護士による説明 ▼



〔特殊詐欺などの被害事例(令和4年4月～6月に「防災ネットあんあん」に着信した事案)とその対処法などについて、経験談を交えながら丁寧に説明されました。〕

【実例1】 固定電話や携帯に、警察官を名乗る者から「口座番号などの個人情報漏れている」とか、銀行員を名乗る者から「確認のため口座番号や暗証番号を教えてください」など不安をあおる怪しい電話がかかってきた。

【対処法】 一見すると犯罪から守ってくれそうなケース……？ には要注意！

電話を切った後すぐに警察や家族に相談する。口座番号・暗証番号は教えない、キャッシュカードを渡してしまったら、直ちに金融機関に連絡し口座凍結の措置をとってもらう、警察に通報する。

【実例2】 SNS(Instagram、ライン、Twitterなど)、マッチングアプリで知り合った男性(女性)から「生活に困っており助けてもらえないか」「事業をやっているが、投資してくれたら増やして返す」と言われ、相手の指定口座にお金を振り込んだら連絡がとれなくなった。参考までに、弁護士の説明に関連し「防災ネットあんあん」の事案を、次に紹介します。

マッチングアプリで知り合った外国籍の女性を名乗る者と連絡を取り合ううちに投資話を紹介され約200万円相当の暗号資産を騙し取られた。SNSで知り合った自称外国人の男性から取引先に代金を送金してほしい、返済を約束すると持ち掛けられ約260万円を騙し取られた。SNSで知り合った女性から副業口座管理の名目で約132万円騙し取られた。

これらの事案は、今年になってから佐賀県内で実際に起こった騙しの手口によるものです。

【対処法】 ロマンズ？ もうかる事業？ それとも……。投資には必ずリスクがある！

SNSやマッチングアプリは相手の素性が分からない、嘘つき放題。仲良くなったところでお金の話をしてくる。金を渡した後に連絡が取れなくなる。少しでも怪しいと思ったらすぐ断ること。お金を渡してしまったらすぐに警察に連絡するとともに、振込先の金融機関に連絡する。

SNSやマッチングアプリ登録者の中に詐欺などの犯罪集団、パパ活、マルチなどの悪質

商法の勧誘者がいる。素性の分からない相手の話は信じない。この世の中、簡単にお金が稼げる話はありません。

【実例3】携帯に「最終通告 アダルトサイトの未納料金があります。○日までに支払いがない場合は民事訴訟をします。下記まで連絡してください」とのショートメールが届いた。記載されたURLをクリックし支払いのため氏名、住所、クレジットカードの番号などの個人情報を入力した。あるいは、記載された電話番号に連絡したところ、ATMや電子ギフトカードでの支払いを指示された。

【対処法】 身に覚えのない請求が…、このままだと裁判される!?

誰もが携帯・自宅の電話番号やメールアドレス等の個人情報が漏れている危険がある。ドコモやアマゾンなどの名前を騙ったり、独立行政法人〇〇などの公的機関を装って文書を送りつけることがある。ショートメールや葉書などで裁判の最終通告が届くことはない。裁判所から封書で郵便局員手渡しです。急いでお金の支払いを要求するのは詐欺。

不安をあおっているので、まずは落ち着いて、身に覚えがなければ無視する。URLにアクセスしたり連絡しない。警察や家族に相談すること。お金を払ってしまったら、すぐに警察に連絡すること。


【実例4】パソコン使用中に、いきなり警報が鳴り出し「ウィルスに感染しています。ウィルス除去するには次の電話番号に連絡してください。」とのメッセージが表示された。画面に表示された番号に連絡し、指示されるままコンビニで電子ギフトカードを購入し、裏面の番号を伝えたところ〇〇万円の被害に遭った。

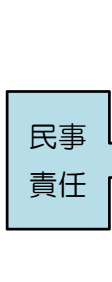
【対処法】 「パソコンが感染」と表示されたときの対処

まずは落ち着いてパソコンの画面を閉じ、電源を落とす。その後立ち上げても、まだ表示が残っていたら正式なサポートセンターに連絡すること。決してパソコンの画面に表示された番号に連絡しないこと。相手の思うつぼである。電子ギフトカードの番号を相手に教えてしまったら、すぐに警察や家族などに連絡する。

 ここから、犯人に対する責任追及のやり方などの説明になります。

※ 犯人にお金を返してもらいたい。しかし、いばらの道!

刑事責任  被害届などから警察が事件把握⇒捜査開始⇒窃盗罪や詐欺罪などの被疑者として起訴、刑事裁判へ ★被疑者や弁護人から示談の連絡がくることがある

民事責任  詐欺や窃盗は不法行為(民法709条)に当たり、犯人は損害賠償責任を追う。訴訟相手を特定する必要があるが(最低でも氏名、住所は必須)、①SNSやマッチングアプリは氏名さえ分からない、②犯罪に使用された口座や電話番号は第三者から転々譲渡されたものが多い、③相手が裁判になっておれば刑事裁判記録を閲覧、④弁護士等から携帯電話会社や振込先口座の金融機関、SNS・マッチングアプリ運営会社など犯人に辿り着くような機関に紹介するが、

特定は困難。調査拒否もある⇒ 訴訟相手の特定が困難なのが現状

※ 逮捕されるのは末端の構成員が多く、お金を持たない者からの回収はできない。勝訴しても強制執行に必要となる財産調査は困難で、お金をすべて取り戻すことは難しい。

《まとめ》

- ★電話やメールでお金を要求してくるものは詐欺。電子ギフトカードの場合でも詐欺。
- ★警察が電話でキャッシュカードや通帳の暗証番号を聞いたり、自宅を訪ねて預かることは絶対にない。

⇒ **一番の予防策は？**

- ① 誰でも詐欺のターゲットになりうるという意識を持つ。
- ② 少しでもおかしいと思ったら家族、友人、警察などに相談する。
- ③ ATM設置の銀行員、コンビニ店員、警察など誰でもいいのでお金を振り込む前に必ず相談する。銀行員やコンビニ店員が詐欺に遭う寸前に防止したケースがある。
- ④ お金を振り込んでしまったら、直ちに振込先の金融機関に連絡(犯人が口座からお金を引き出す前に口座凍結する)するとともに、警察にも通報する。⇒ 下記を参照

○ 参考までに、一言

後を絶たない振り込め詐欺。その被害者の財産的被害の迅速な回復を図るため、「振り込め詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)」が平成20年6月から施行されています。内容は、金融機関は被害者が振り込んだ口座を凍結(利用停止)し、被害者からの申請によりその被害額や凍結された口座の残高に応じて、被害額の全部又は一部を被害回復分配金として受けることができる制度です。

この場合、犯人が既に口座からお金を引き出した後では、残金が少ないときは被害回復分配金で取り戻せるお金は殆どなくなってしまうので、まずは警察に、その後速やかに金融機関に連絡し、振り込んだ口座の凍結を求めることが大事となります。



最後の質問の時間では、消費生活センターや弁護士さんとの意見交換が行われました

【 セミナーを開催して感じたこと 】

「防災ネットあんあん」には、今でも「保険金の過払いがあり、今日中に返金手続きが必要」とか「3億円が当たりました。振り込むので手続き費用にお金が必要」などの詐欺事案、さらに6,000万円の投資詐欺被害が発生しており、警察から注意喚起のメールを着信しています。これらは氷山の一角と思われませんが、誰もがこの手の犯罪に遭う日常の危険があります。

ちょっとでも怪しい！と感じたら(そう感じなくても)、知らない相手からの誘いは詐欺を疑い相手にしない、無視することが大切な財産を守ることに繋がると感じました。

また、うまい話には必ず落とし穴があります。一人で決めるのではなく、家族や友人、また警察や消費生活センターに相談・通報することが身(財産)を守る術になると感じました。

ご多忙のところ有意義なお話を提供された佐賀市消費生活センターの小路丸さん、小野原さん、そして福岡リーガルクリニック法律事務所の西弁護士さん、ご多忙な中ありがとうございました。